

国土審議会第2回山村振興対策分科会

(国土交通省地方振興課長) お待たせいたしました。

国土審議会山村振興対策分科会の委員及び特別委員総数12名のうち、定足数である半数以上のご出席をいただきましたので、ただ今から国土審議会第2回山村振興対策分科会を開会いたします。

私は、事務局をお預かりしております国土交通省の国土政策局地方振興課長の徳永でございます。分科会長が選出されますまでの間、この会議の司会を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、会議を始めます前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。配付資料の一覧のとおり、資料①から③となっております。資料①が委員の名簿、資料②が運営規則、資料③が「山村をめぐる状況と今後の方向」でございますが、不足等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、まず、本日は、委員・特別委員を改選後の最初の会議となりますので、議事に先立ちまして、当分科会の委員及び特別委員にご就任いただきました皆様方をご紹介したいと思います。

まず、委員の皆様からご紹介いたします。

小田切徳美委員でございます。

(小田切委員) 明治大学の小田切でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 次に、特別委員の皆様をご紹介いたします。

小谷あゆみ特別委員でございます。

(小谷特別委員) 小谷です。よろしく願いします。

(国土交通省地方振興課長) 白波瀬佐和子特別委員でございます。

(白波瀬特別委員) 白波瀬です。よろしく願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 鈴木雅一特別委員でございます。

(鈴木特別委員) 鈴木でございます。よろしく願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 玉沖仁美特別委員でございます。

(玉沖特別委員) よろしく願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 土屋俊幸特別委員でございます。

(土屋特別委員) 土屋です。よろしく願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 長尾真特別委員でございます。

(長尾特別委員) 長尾でございます。よろしく願い申し上げます。

(国土交通省地方振興課長) 松島貞治特別委員でございます。

(松島特別委員) 長野県泰阜の村長の松島貞治でございます。よろしくお願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) なお、原田委員、沼尾特別委員、溝口特別委員、宮林特別委員につきましては、本日はご都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

以上、当分科会の委員及び特別委員の皆様をご紹介いたしました。皆様方におかれましては、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、国土交通省からの出席者について紹介させていただきます。

山村振興対策担当となります、本東国土政策局長でございます。

(国土交通省国土政策局長) 本東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 本分科会には、山村振興対策のとりまとめ窓口である農林水産省、山村振興法の共管省である総務省からも出席いただいておりますので、紹介させていただきます。

農林水産省の三浦農村振興局長でございます。

(農林水産省農村振興局長) 三浦でございます。よろしくお願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 進藤中山間地域振興課長でございます。

(農林水産省中山間地域振興課長) 進藤でございます。よろしくお願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 林野庁の本郷森林整備部長でございます。

(林野庁森林整備部長) 本郷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 今泉山村振興・緑化推進室長でございます。

(林野庁山村振興・緑化推進室長) 今泉です。よろしくお願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 総務省の自治行政局の出口地域振興室長でございます。

(総務省地域振興室長) 出口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) そのほか、関係省庁からも出席いただいております。

それでは次に、議事次第に沿いまして、分科会長の互選に入りたいと思います。

分科会長は、国土審議会令第2条第4項の規定により、当該分科会に属する委員で、国土審議会の本審の委員でもあります小田切委員又は原田委員のうちから、委員及び特別委員が選挙することになっております。

本日、委員で欠席となっております原田委員の方から、分科会長につきましては、農村計画等がご専門の小田切委員がより適任ではないかとのコメントをいただいておりますが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。皆様ご異議ないようでございますので、小田切委員に分科会長をお引き受けいただくことにしたいと思います。

それでは、小田切委員、分科会長の任をよろしくお願いいたしますと思います。これ以降の議事進行につきましては、小田切分科会長に議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(小田切分科会長) それでは、ただ今、ご推挙いただきました明治大学の小田切でござい

ます。座長、大変な重責ですが務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、次第によりますと、分科会代理を指名することになっております。

突然で大変恐縮ではございますが、森林・林業政策のご専門であります土屋委員にぜひお願ひしたいというふうに思います。土屋委員、いかがでしょうか。皆さんからもよろしいでしょうか。

それでは、土屋委員から一言お願ひいたします。

(土屋特別委員) ただ今、代理に推挙されました土屋と申します。こういうことになろうとは思っていなかったのですが、どうかよろしくお願ひいたします。たぶん、その理由として唯一あると思われるのは、私、実は特別委員に任命されたのが平成17年度でして、一番古株に一応なると思いますので、そういうことで代理に付いたのだと思いますので、会長を補佐して進行を進めていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

(小田切分科会長) それでは、改めまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

議事の方ですが、ただ今、1番が終わりました。2番は、実はこの分科会の運営規則、これについてお諮りしたいと思ひます。運営規則についてのご説明、徳永課長からお願ひいたします。

(国土交通省地方振興課長) 国土審議会山村振興対策分科会運営規則は資料②がございします。お配りしています。ご覧いただきながら聞いていただきたいと思います。

まず、第1条は会議の招集に関する規定でございします。第2条は、やむを得ない場合は書面による議事、いわゆる持ち回り会議も可とする規定でございします。第3条は会議の議事運営についての規則でございします。第4条は議事の公開についての規則でございまして、会議、議事録の原則公開について規定するものでございします。第5条は、調査審議上必要がある場合は委員等以外の者の出席を求めることができる規定でございします。第6条は分科会のもとに部会を設けることができることについての規定でございします。

裏を見ていただきまして、第7条はその他の雑則でございします。附則のところ、平成17年2月9日から施行すると書いてございしますが、現状の運営規則についてはこのとおりになっております。

事務局からの提案でございしますけども、議事の公開を定めております第4条につきまして、「会議又は議事録は公開するものとする」と、「ただし、特段の理由があるときは、会議及び議事録を非公開とすることができる」と、こういう規定になってございしますけども、昨今の行政の情報公開等の現状を踏まえまして、会議及び議事録は公開するということを原則として、特段の理由があるときは非公開にすることができるというふうに変更してはいかがかと考えておりますが、いかがでございませうか。ご説明は以上でございします。

(小田切分科会長) ありがとうございます。お手元のものは10年前のものでございまして、これにつきまして、ただ今、課長からご説明がありましたように、一部修正を加えてご提案がありました。今の修正点も含めて、皆様方いかがでございませうか。これで進めさせてい

たきますでしょうか。

それでは、特にご異議がないようですので、このように決定させていただきます。

それでは、ここからは国土審議会を所管している国土交通省本東国土政策局長がいらっしやっておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

(国土交通省国土政策局長) 委員、特別委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙のところご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、平素から山村振興対策の推進に多大なご指導とご協力をいただいておりますこと、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

改めて申し上げるまでもございませぬけれども、山村は居住の場でございますし、また、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全といった、非常に多面的な役割を果たしているものでございます。そういったことから、昭和40年には山村振興法が制定されまして、これに基づきまして、道路の整備ですとか、あるいは汚水処理などをはじめとします生活環境の整備、こういったことを進めてまいりました。その成果は着実に上がっているというふうに思っております。

しかしながら、一方で、人口減少とか高齢化の進展、これによりまして森林を管理していくことが難しくなってきた。あるいは、もう山村に住み続けていくのが難しくなってきたという問題が生じているというのも事実でございます。こういった問題に向き合って、将来を見通して対策を講じていくと。そういう必要が改めて出ているのかなと思っております。

将来を見通してということでご紹介させていただきますと、国土交通省では昨年の7月に国土のグランドデザインというものを策定させていただきました。2050年を見通した国土のグランドデザインでございます。本格的な人口減少社会の中で、どうやってこの国土に住み続けて、どうやって活力を維持していくのかということについて、いろいろとご議論をいただいてまとめたものでございます。

その中で、やはり重要なのは地域の個性を磨いていくことだと。地域の伝統、文化、そういったものを大事にしていくということでございます。そして、多様な個性の各地域の間で、人、もの、情報が活発に動く。これによって活力が生まれてくるという対流促進型国土、これこそが日本の活力の源泉だろうとまとめているところでございます。

そういった中で、非常に大きなテーマとしまして、山村などの集落地域で住み続けていくための「小さな拠点」というものも打ち出しております。これは小田切先生に大変ご指導をいただいているものでございますけれども、生活サービス機能などを集約しました拠点となるような集落を作って、それと周辺の集落とをデマンドバスなどで結ぶことによりまして、いわゆるコンパクト+ネットワークといえますか、住み続けていくことができるような環境を作っていくと、そういうものでございます。地方創生の大変重要な施策としても位置づけられているものでございます。

こういったようなことを含め、グランドデザイン2050を踏まえまして、今後の10年間の国土のあり方について、現在、国土形成計画、昔は全総計画と言っておりましたけど、

この国土形成計画の改定に各所、にもご協力いただきながら今、入っているところでございます。そういった中で、改めて山村の多面的な役割ですとか、あるいは森林の保全と活用の必要性、あるいはまた、こういった小さな拠点の重要性、こういったものをしっかり位置づけたいと思っているところでございます。

山村振興法は本年3月に期限満了いたしますので、その延長について議論が行われているところでございます。本日はそういったことも背景としながら、山村振興対策の現状と課題ですとか、施策の進捗状況について、忌憚のないご議論をいただければと思っております。本日のご審議の内容を踏まえまして、関係省庁しっかり連携して取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございます。

(小田切分科会長) どうもありがとうございました。手元に入ってきました事務局のメモによりますと、本東局長は国会のお仕事の関係で後ほどご退席されるというふうに聞いております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、山村振興対策のとりまとめ窓口であります農林水産省三浦農村振興局長からご挨拶をお願いいたします。

(農林水産省農村振興局長) 農林水産省農村振興局長の三浦でございます。委員、特別委員の皆様方には、日頃から山村振興対策及び農林水産施策の推進に様々な形でご理解とご協力を賜っておりますことにつきまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

山村は我が国の国土面積の約5割、森林面積の約6割を占めておりまして、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面にわたる機能の発揮に重要な役割を果たしております。その振興を図ることは国民全体に関わる重要な課題であると認識しております。

山村の振興につきましては、農林業の人口のみならず、交通通信施設ですとか生活環境の整備など、多岐にわたる取り組みが必要でございます。これまで市町村、都道府県はもとより、国としても関係省庁が連携して各種の施策に取り組んでまいりまして、一定の成果は得られてきていると考えておりますけれども、人口減少とか高齢化が進む中で、山村の維持、発展に向けて施策の効果的な推進に努めていくことが重要であると考えております。

こうした中で、山村振興の基本であります山村振興法が本年3月末をもって期限を迎えるわけでございますが、その取扱いと併せて、今後どのように山村振興対策を進めていくかということが重要な課題となっております。後ほど、山村の状況、それから今後の方向につきましては説明をさせていただきますけれども、委員の皆様には今後の山村振興対策の方向性につきまして、それぞれご専門の立場から忌憚のないご意見をいただきまして今後の対策に活かしていきたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(小田切分科会長) 三浦局長、どうぞありがとうございました。

それでは、これから、以上、形式的な議事ではございましたが、内容に関わる議事を始めてみたいと思います。議題の3番目、山村をめぐる状況と今後の方向。これにつきまして、お手元の資料③に沿ってご説明を進藤中山間振興課長よりお願いいたします。

(農林水産省中山間地域振興課長) 農水省中山間振興課長の進藤でございます。それでは、

座って説明させていただきたいと思います。

お手元の資料③ということで、「山村をめぐる状況と今後の方向」という資料がございます。開いていただきますと目次がございます。目次をご覧いただきたいと思います。「山村の現状」、「山村の果たす役割」、「山村の実情」、「山村振興法について」、それから「山村振興の課題」、「山村振興の今後の方向」、最後には、「地域資源を活用した地域内発的な産業振興の取組事例」ということで資料を整理しております。この順番に沿ってご説明申し上げます。

まず、1ページ目の山村の現状でございます。山村振興法に基づき指定されております「振興山村」と言っておりますが、この「振興山村」を有する市町村の数は、全国で734市町村。全市町村の約43%を占めております。振興山村は国土の脊梁地帯を中心に位置しております。全国の林野面積の61%、耕地面積の22%、総人口の3%を占めております。また、土地利用の状況でございますが、林野面積は85%、耕地面積は4%となっております。

続きまして、2ページをお開き願いたいと思います。山村の果たす役割でございます。山村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの多面にわたる機能を有しております。こうした機能につきましては、山村における農業生産活動や森林の整備などを通じて発揮されるものでございまして、山村は、我が国の農林水産業の発展や国民生活、ひいては国民経済の安定に寄与するなどの重要な役割を果たしております。この絵にありますのは、森林の有する多面的機能と農業の多面的機能ということで整理してございます。

次に、3ページをお開き願いたいと思います。山村の実情でございます。まず、(1)の人口動向と高齢化等ということでございますが、振興山村の人口は昭和40年から平成22年までの45年間で42%減少しております。こういった中で、65歳以上の割合は34%でございまして、他地域に先がけて高齢化が進行しております。就業人口につきましては、昭和55年から平成22までの30年間で32%減少しております。

次に、4ページをお開き願いたいと思います。生活環境の整備状況ということで、まずは道路、下水処理施設の状況でございます。道路の整備につきましては、全国と山村とでは整備延長では同等の伸び率で進展しております。山村における主要道路の舗装率も一定の水準に達しております。水洗化率につきましては、全国との格差が縮小傾向にはございますが、特に全部山村、市町村全域が振興山村に指定されているところを全部山村と言っておりますが、全部山村におきまして、まだ十分とは言えない水準にあるということだと思っております。

次に、5ページでございます。教育機関と医療機関の状況でございます。山村の学校数は一貫して減少しております。昭和50年と平成22年とを比較いたしますと、小学校数は49%減少しており、中学校数は41%減少しております。次に病院・診療所の数でございます。これは人口1,000人当たりで見ますと、全部山村で全国の58%の水準となっております。近年は減少傾向にございます。

次に、6ページをお開き願いたいと思います。市町村の財政状況でございます。山村の財

政力指数は平均で、0.39、全部山村のみでは0.24になっておりまして、全国平均の0.53を大きく下回っており、市町村の財政は非常に厳しいという状況になっております。

次に、7ページでございます。山村振興法についてということでご説明いたします。山村振興法は昭和40年に議員立法によりまして10年間の時限立法として制定されております。その後、4度にわたり法の期限が延長されておりました、現行の山村振興法は平成27年3月31日、今年の3月31日が期限になっております。この資料の左側には法律の概要を整理しておりました、右の方には法の体系を整理してございます。

8ページをお開き願いたいと思います。参考といたしまして、山村振興法改正の経緯を整理しております。上段には山村振興法に関連する主な法制度を整理しております。下段の方にこれまでの山村振興法の延長時の主な改正内容を整理しております。10年前、平成17年の改正・延長におきましては、「山村振興計画」の作成主体を従来の都道府県から市町村に変更したという点が主な改正のポイントでございました。

次に、9ページをお開き願いたいと思います。山村振興の課題でございます。山村では、所得の低迷や雇用機会が減少しており、人口減少や高齢化が他地域に比べて顕著でございます。これは先ほど申し上げたとおりでございます。こういった中で、山村の有する多面にわたる機能の発揮を支える地域社会が衰退するおそれがあります。山村の維持・発展を図るためには、地域における所得や雇用の確保が不可欠であります、山村の立地条件等の要因によりまして、他の地域からの産業導入には制約があるのではないかということでございます。

10ページ。これは引き続きの状況で整理していますが、このような状況を踏まえまして、今後の山村振興につきましては、農林業が基幹産業であり、地域ごとに特徴ある生産物を産出しているという山村の特徴と、豊かな自然環境に恵まれているといった山村の特性を活かしまして、農林水産物等の地域資源を活用した地域内発的な産業振興により、山村の所得と雇用を図っていくこと、確保していくということが必要であると考えております。

11ページをお開き願いたいと思いますが、こういった中での山村振興の今後の方向でございます。先ほど申し上げた地域内発的な産業振興を図っていくためには、地域の努力と創意工夫のもとで、山村の豊かな地域資源の利活用を一層促進していくことが重要と考えております。

具体的には、イラストにありますように、エネルギー資源、食材、伝統工芸などにつきましては、単に生産するのみではなくて加工する過程で付加価値を高めたり、あるいは生産から販売まで一貫して地元で行う取り組みを進めたりすることが大切ではなからうかと思っております。また、右側でございます優れた景観等を観光資源として活用いたしまして、都市との交流促進を通じて山村に都市住民の需要を取り込むといった取り組みを進めていくことが重要と考えます。

そして、こうした取り組みを積み重ねていくことにより、所得と雇用の確保を図っていくというものでございます。こうした産業振興による所得と雇用の確保と一体的に、まだ不十

分なところもあります生活環境の整備あるいは高齢者等の福祉の増進、教育環境の整備などによりまして住民の福祉の向上を図り、こういった取り組みの中で山村への定住の促進につなげていくと。このような必要があるのではないかと考えております。

続きまして、12ページをお開き願いたいと思います。前の11ページで申し上げた地域内発的な産業振興を具体的に進めていくためには、やはり市町村が山村振興法に基づいて作成しております山村振興計画というのがございますが、この計画の中でその方向性をしっかりと位置づけていくことが重要ではないかと考えます。そういった中で、その山村振興計画に即して、図にありますように、地域への支援、それから事業者への支援を措置していくことが必要と考えております。

まず、①の方の地域への支援と書いておりますが、これは地域が自発的に行うソフト活動、例えば自分たちの地域資源というものを再発見、再評価したり、地域資源活用に向けた、行政主導ではなくてボトムアップ型の合意形成をしたりといったものを後押しするといった支援でございます。

また、事業者への支援ということにつきましては、山村で起業したり経営拡大する際に、税制や融資等の後押しをしたりする措置が必要となります。この場合、やる気のある地域や、あるいは事業者のニーズに対しまして的確に、かつスピード感を持って対応可能な支援措置を準備することが非常に重要と考えております。

13ページをお開き願いたいと思いますが、これは地域への支援の具体例でございます、予算による支援でございます。平成27年度予算で概算決定された山村活性化支援交付金の趣旨と内容を整理してございます。

この中の(2)の内容にありますように、①のところでは地域資源の調査、主に再評価などの調査が対象になっております。②が合意形成や組織づくり、人材育成。③のところは販売促進まで含めた具体的な取り組みの試行実践、これにも支援していこうということでございまして、補助率は地方負担を伴わない定額補助というものでございます。基本的に市町村が事業実施主体のソフト事業でございまして、山村振興法に基づいて指定された振興山村に限定したもので、こういった面では本邦初の交付金事業ではなかろうかと思っております。来年度当初予算成立後、ただちに執行してまいりたいと考えております。

続いて、14ページをお開き願いたいと思いますが、これは事業者への支援の具体例でございまして、税制による支援と融資による支援を整理しております。税制による支援の方につきましては、平成27年度政府の税制大綱に盛り込まれた内容でございまして、これまでの山村における税制特例措置を見直し、対象業種を地域資源を活用する製造業と農林水産物等の販売業ということにして、取得価額を500万円に引下げるとともに、特例内容をいわゆる特別償却、1年間限りの特別償却から5年間にわたって可能となる割増償却というものに変更して、山村に今、多く存在する中小企業者の資金繰りを長期にわたって支援できる内容にいたしております。

15ページ以降は、事例1から3は、主に農産物を利用したものです。それから、事例4、5

というのは林業の関係の事例。事例6は地域間交流。事例7は山村留学。これは泰阜村、村長さんもおいででございますが、山村留学だけじゃなく、中を見ますと、キャンプとか山村留学に付随した取り組みも入っているということでございます。

こういった事例については、従来からある事例もございますが、地域資源を活用して地域に所得と雇用を創出するというので、具体的な成果が上がっている事例を中心に引き上げていただいております。

簡単ではございますが、以上で説明を終えさせていただきたいと思っております。

(小田切分科会長) どうもありがとうございました。この資料のタイトルが「山村をめぐる状況と今後の方向」というふうになっております。通常、行政省庁のこの種の文章は通常、めぐる事情などというふうに言われておりますが、それだけではなく今後の方向まで書かれた、大変重要な文章になっております。

という意味で、先ほど土屋委員からも10年ぶりに開かれた分科会という話もございましたが、今後の方向性について、この場で議論できるということでございますので、かなり時間が取れると思っております。今、進藤課長、コンパクトに説明していただいたということもあって、今後の質疑、かなり時間が取れると思っておりますので、忌憚なくご質問やご意見いただきたいと思っております。どなたからがよろしいでしょうか。どなたからでも。

せっかくの時間でもったいないと思っておりますので、松島村長、いかがですか。

(松島特別委員) 私、長野県の泰阜村という、今、人口1,800人ぐらいの小さな山村、長野県は県庁が長野で、私ども南の端で、天気予報は長野が出ますが、長野の天気予報見ても我々のところは関係なくて、名古屋の天気を見なければいけないというところにあります。山村振興連盟の役員もしております、山村振興法の改正にも少し関わってきたのですが、今回、一番評価したいと考えているのは、時代も変わって、今、進藤課長からも話のあったとおり、インフラというのはかなり整備されてきたということ。今までは、遅れているインフラを何とか都市に追いつけというようなことが法の趣旨であったのが、やっぱり山村の果たすべき役割というのか、日本の国で山村というのが存在することが否定されるのか、意義あることなのかというところが現在の議論のような気がしております。そういう点では、山村が、そこに人が住み、生活を営みながら山村で暮らすことを国の方向として認めるというような法の改正の趣旨になっているというふう感じておまして、そのことを一番まず評価したいと思っております。

そのことがあって初めて私ども山村で生きることが、何も都市だけじゃなくて山村に生きることが国民として認められておるというのを前提に、これからのテーマはやっぱり自立と思っております。その自立というのは、先ほど財政の話もございましたが、東京にこれだけ人が集まる中で、財政的な自立というのは財源を集めたのを調整しながら、また財源保障するという意味で、地方交付税みたいなものがやはり財政調整に必要なのですが、それも含めた意味の自立ということで。

先ほど本東局長が報告の中で住み続けることが難しいという表現がございましたが、果

たして山村が住み続けることが本当に難しい地域なのだろうかというのを最近、私は思っております。じゃあ、都市は住み続けることが容易で、山村は住み続けることが難しいのかというのは少し認識が違うのではないかって最近思っております。

長野県の神城断層地震というか、白馬、小谷、長野で地震があったときに、死者がなくて、それぞれ隣近所で助け合ったというか、大丈夫かっていうふうに声をかけたというのですが、あれがニュースになるのですが、私ども暮らしておりますと、そんなことは当たり前のことで、決してニュースになるようなことではないのです。そのことが、田舎にはまだ残っているということなのですが、それは当たり前のこととさせていただきます。そういう意味で、山村の今後の方向で山村に生きることも認められて、その中で自立を目指す際、難しいことは、要するに人口が減少してきた。これは日本全体なのですが、昔と比較すると空き家も増えた、荒廃地も増えたという比較論で言っているだけ。

じゃあ、そこに住んでおる人が何か、私のように山村に生きることにコンプレックスを持っている人もいるのですが、そうじゃなくて、私どもの村の高齢者に何が困るとのって言うと、しばらく考えて、特にない。何か買物に行くのに困るんじゃないのと、こちら側が困ったことを提示してやらないと答えられないぐらいなんですよね。

だから、特に困ったことはなくても、これからコンパクト+ネットワークという考え方のんでしょうが、実はコンパクト+ネットワークというようなのは合併で広域自治体になったところはそういうこと必要なんだろうが、私どものような小さなところは実は今までもそういうことであったということで、そういう点からいくと、これから山村に住む自信を持ちながら、自信というか、ここで暮らしていくということは不可能ではないという認識の中で考えると、やはり少し地域資源を活用しながら、自分たちの生きる生業を少し幅広く考えていく必要があるということに尽きると思っています。

半農半XのXを、やっぱりXをたくさん、まさにここが多様性だと思っております、半農半XのXをいかにたくさん作っていくのかというのがこれからの私たちの、実は山村の課題なのかなということ。

もう1点だけ付け加えさせていただくと、高齢化という話があるのですが、実はもう私どものところは65歳以上人口が減少し始めて、75歳以上人口も横ばいで、少し減り始めました。なので、介護費用は減り始めという状況なんですよね。だから、高齢化という問題を乗り切ったというのが実は山村の実体なので、課題は少子化に尽きるということだと思っております。ちょっとまとまりのない話でございましたが。

(小田切分科会長) 現場からの声として、大変ありがとうございました。直接に事務局からお答えいただく点はないと思いますが、どうでしょうか。二、三人ご発言いただいたところで適宜お答えいただくような、そんな形にさせていただきたいと思っております。ほかはいかがでしょうか。

そうすると、場合によったら順番にお話を一通り聞くという、その上で丁々発止のやりとりでいかがでしょうか。長尾委員、突然でよろしいですか。それでは、順番に右端からお願

いたします。

(長尾特別委員) 兵庫県のバス会社で神姫バスと申します。兵庫県につきましては、いただきました資料によりますと北の方半分ぐらいが山村の指定を受けているような地域だなというふうに感じておりますが、私どものバス会社としては、日本の縮図的な地域、神戸のような都会もあります。山の中を走り回っているというふうなバスもあります。そういった所で、日本を凝縮したような地域が兵庫県であるというふうに感じております。その中で、やはりバス事業を営んでおりますと過疎の問題、生活路線の維持の問題、これらが非常に大きな課題として浮かび上がっております。

ちょうど昨年11月に地域公共交通の活性化再生法という法律が成立いたしました。これによりまして、今までとは違う枠組みで路線バスというもの維持していくということをして自治体の皆さんが中心になって行うということになりましたので、我々は、それに対しまして、今現在、こういうふうにするべきですよといったことを経験者として提案をしている最中でございます。

その中で、やはりいろいろと非常に難しい問題ではございますけれども、考えてまいりますと、山村におきましてのやはり人の流れとものの流れを上手くまずは行き来させるということ。これが我々の務めであるというふうに思っています。

その中で、人の方は何とか補助金をいただきながらバスを走らせてはおりますけれども、それと同時に、最近ちょっと地方新聞に出ておりましたが、貨物と旅客と一緒に輸送するといった、そういった規制の緩和、これを国交省さんの方も検討を始められたというふうな新聞記事が地方新聞に出ておりました。

都会では厳しい規制は必要かと思えますけれども、山村についてはそういった柔らかな規制において事業が行いやすいような環境づくりをしていただければというふうにも思っています。朝、都会の方から山村で注文されましたいろんな日用品をバスで運び、そのバスを利用して日中は人を運ぶ。そういった多重の使い方をできればなというふうに思っています。

それから、ちょっとバスから話が離れますけれども、ケーブルテレビというものが、地域にはかなり今現在は入り込んでいるじゃないかなというふうに思います。泰阜村の方もホームページ見させていただきましたらケーブルテレビがあるということで、インターネットもそれにつながっているという。普通の情報を処理できる人間であれば、どこにいても同じような情報が入ってくるということでございますけれども、やはり過疎化の中で高齢化が進み、少子化ということで、単なるインターネットではなく、やはりケーブルテレビなんかでしたら各家にケーブルが張り巡らされておりますので、これを安否確認ですとか、いろんな、例えばバスのデマンドで走らせる、そういった予約をするシステムですとか、また、そういった注文もできるシステム、こういったものに双方向で活用できたらいいんじゃないかなということを、このところ各市長とお話する中で話が出ているようなことでございます。

ちょっと長々としゃべりましたけれども、今現在、私どもで取り組んでいるところで少し気づいたところを申し上げました。

(小田切分科会長) ありがとうございます。こちら現場からの問題提起という重要なお話をいただきました。

それでは、土屋委員からお話をいただいて、ここで一旦区切って、必要であればお答えいただくということとさせていただきたいと思います。お願いいたします。

(土屋特別委員) 本来、私は研究者ですから何か高邁なことを言わなくちゃいけないのかもしれないんですけど、ちょっとそういう柄ではないもので、少し現場に近いところのお話をしたいと思います。

先ほどの村長さんのお話でちょっと触発されたところなのですが、お年寄りの方が実はあまり困っていないという話と絡めてなんですけど、実は泰阜村まではいかないのですが、同じ長野県の南部の方の自治体で平成になってから広域合併した山村部に入っているのですが、そこでいろいろお手伝いをしている中で、公民館の分館の主事さんなど地域に残っている若者たちと話をしている、あつと思ったことがありました。というのは、一般的に山村は昔と比べると寂れてしまって、仕事がなくなって、困ったものだと言われているが、若い人たちに聞いてみると、そんなことはないということです。

つまり、今の状況は交通条件も昔と比べるとずっと良くなっているんで、かなり通勤には遠くであるけども何とか働き口がある。しかも、若者が減っているんで、今の若い人たち、若い世代というのはむしろ非常に忙しくて、その中で、地域づくりとかになかなか時間が割けないという状況がある。

それがどうして今のような形で喧伝されているかというと、恐らく我々はもっと年配の方々にお話を聞く機会が多くて、その方々はやはり前と比較してしまうから、今の山村というものの寂れた状態やいろんな意味でマイナスの面を見てしまう。今、現に住んでいる彼ら、これから子育てをしていく彼らからすると、彼らはある意味で言うとネガティブに住んでいるわけではなくて、ここに住みたいと思って住んでいる面が結構あるんじゃないか。

そういう、あまりに山村を恵まれていないというような形で切っていくというのはちょっと違うのではないだろうか。先ほどのお話もあったように、やはり山村なりの良さというもの、もちろん、いろいろな意味で不利な面もあるわけですが、それ以外の面を見ていくというのが非常に重要で、1つ流れとしてそういう方に行くのが今回の法の改正でもあるとすると、それは非常にいいことなんじゃないかなと思います。

あと、もう1点いいですか。

(小田切分科会長) もちろん。

(土屋特別委員) 私、一応いわゆる林業、森林関係でたぶん選出された者の1人だと思うので、ちょっとそこで言わせていただきますと、前から枕詞のように、例えば林業はかなり衰退してしまってなかなか難しいってというようなことが言われていたのですが、このところ、かなり状況が変わってきていると思うんですね。

非常に木材が動くようになってきている。その中でいろいろなチャンスも生まれてきていますし、バイオマスの利用を見ても、むしろ、供給がこれから本当に平気なのかというようなことが、少し前には考えられない状況が起きてきている。ですから、それを山村の中でどうやって山村振興と結びつけていくかというのが重要なんだと思います。

ただ、そこで気をつけなくちゃいけないのは、実は今日の午前中にある別の会合があって、そこで話題になっていたのですが、ちょっとスケールが変わってきてしまっているんですね。これは林業の方のそういう集荷圏のようなもの、木材の集荷圏がもう山村の市町村や、もしくは流域のようなところを越えて、かなり広い範囲から集荷しないと大規模製材工場への材がとてども集まらないというような状況になってきていると。少し前までは地域林業とか流域管理システムと言えば山村の目尺で何とか対応できるような範囲内での林業というのがあったのですが、今の状況では、もう山村のスケールを超えてしまう。その中で、せつかくの林業の振興の中で山村が取り残されてしまうという事態がありうる。ちょっと前とは違う事態になってきているということを我々は留意しなければならないのではないかと考えております。ひとまず以上です。

(小田切分科会長) どうもありがとうございました。以上、3人の委員からお話をいただきました。直接のご質問というものはなかったのですが、事務局サイドから何かお答えすべきものがありましたらいかがでしょうか。特に。局長からお願いしてよろしいですか。じゃあ、お願いいたします。

(農林水産省農村振興局長) 1点説明します。山村振興法は説明にもありましたように議員立法でございまして、今回、それをどうするかということも国会の方で検討されるということでございますので、私どもの方から申し上げられることは自ずと制約があります。現在、与党で議論されている方向としては、先ほど土屋委員からもお話がありました、山村には不利な点はあるけれども、それ以外の点に目を向けてはどうかというご趣旨のお話がありました。今回、象徴的な話といたしまして、現行規定では山村の定義に、産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地という表現があるのです。これについて、これはいかがなものかという議論があります。もう少し表現を工夫できないかというようなことが言われております。

そのほか、特に山村が有している多面にわたる機能ということ、現行の規定にも書かれているんですけども、それをもっと明確に基本的な理念として打ち出して、山村の有する多面にわたる機能が十分発揮されて、国民が将来にわたってその恵沢を享受することができるようにするのだといったようなことを、前面に押し出していく必要があるというような議論がなされていると承知しております。

(小田切分科会長) ありがとうございました。本郷部長、お願いします。

(林野庁森林整備部長) 土屋先生から林業のお話もあったので、私の方からもお話をさせていただきますと思います。今、土屋委員がおっしゃられたことは、現実には起こっているこ

とだと思えます。私自身、八、九年前ですけど、大規模製材工場の需要を作ることによって木材を動かすということで森林がお金になるという、今まで関心を持っていなかった方がお金になれば関心を持つのではないかというような取り組みを、八、九年前にやり始めました。十二、三年前からそういう芽はあったわけですけども。

ただ、それは、リーマン・ショックがちょうどそのときにあって、必ずしも成功したとは言えないんですが、その流れがずっと来て、今のような、先生がおっしゃったようなことになりつつあります。需要の方をどんどん作ることによって、現実になんて来たかと思っています。

その意味で、流域という単位を木材から考えると、もうそれは飛び越えてしまっているというふうにせざるを得なかったと言った方がいいのかもしれない。輸入材と競合するものを戦ってシェアを奪い返すということがどうしても必要だったということで、それは飛び越えざるを得なかったということだと思えます。けれども、そこで行われている森林の管理だとか整備だとか、そういうものは川の流れ、水の流れに従って公益的機能が作られなきゃいけないので、そういうその地域の森林・林業をどうするかということはやはり山村あるいは流域という目線で考えていくという二重構造に、木材は流域を広域に動くのだけれども、そこで行われることはもっと地域的なものの考え方が必要だろう。そこをどう融合させて林業政策ができるかというのは今の課題と私も思っていますし、そういうことをできるようにしていきたいと思っております。

それから、泰阜村長が言われた意味で言われると、若い人たちのご意見というのはそのとおりなのかもしれませんが、人口が減っていかないようにするためにはやはりそこに所得と雇用を何とか作らなきゃいけません。今、土屋先生がおっしゃられた、林業の方は状況が変わったということですが、林業の就業者、これは森林所有者が自らやるということはもちろんあったわけですけども、今のお話のような意味で言うと、雇用労働で林業をやる方を作らなきゃいけないと考えています。その方の雇用の賃金というのは年間平均すると280万ぐらいと言われていています。

280万では親子4人とすると、東京を基準にすると貧困家庭、厚生労働省の言う貧困家庭ということになります。泰阜村長が言われたような半農半Xで、そういう雇用労働をやりながら農業もやるとか、別のこともやるとか、あるいは半農ではなくて半林半Xというものもあるのかもしれませんが、そういう別の所得を、あるいは夫婦共稼ぎができて、合わせて500万とか、そういうふうにしていかないと人口減少に棹さすことができないのかなというふうに思っています。そここのところの雇用を、林業だけじゃなくて、特産物の販売であるとか木工だとか、そんなことも視野に入れて、山村振興法を踏まえつつ施策を打っていきたいと思えます。

(小田切分科会長) ありがとうございます。一巡した後でディスカッションということにさせていただきます。それでは、小谷委員お願いいたします。

(小谷特別委員) 農業と農村の取材と同時に、介護、福祉の番組を担当し、フリーでアナ

ウンサーをしております。介護番組でとても感じるのは、農山村のお年寄りというのはすごく元気といますか、いきいきしている方が多いということです。畑仕事や、農作業をすることで、ご自分の仕事、役割、使命を持っているということが生き甲斐や、生きる喜びにつながっているというのを感じます。松島村長もおっしゃったように、健康で自立したお年寄りがたくさん増えれば、介護費も医療費も少なく済みますし、憂えることではないと思います。

以前、埼玉の秩父の方で、もう100歳で鋤を持ち上げて、決して豊かな土地ではないんですけども斜面の畑を耕しているおじいちゃんがいらっしゃいましたが、息子さんが一緒に住もうと言っても、それを断って1人暮らしで自立していらっしゃいました。ちょうど震災の後だったので、実はそういう一見弱く見えるおじいちゃんが、食は自給に近いことができるし、薪や炭でエネルギーも自分で持っていますし、水も湧き水があるわけですよね。だから、何か山村というのは、決して、お荷物的な存在や負荷ではなくて、むしろ豊かで幸福な、価値のある場所だということを感じます。

ベストセラーになった『里山資本主義』のような考え方や、と同時に国連で豊かさを再定義しようという動きがあります。ダスグプタさんという経済学者が包括的富ということを唱えていらっしゃいます。産業や人的資本に加えて自然も資本と考えた全体的な豊かさがこれから世界でも注目されているという中で、日本の豊かさというのはまさに山村があることが大事だと思います。

そして、私は同時に都市でベランダ菜園や市民農園をずっとやっていて、まさに半農半Xの半分にとわず、ちょっと農みたいな感じで、プチ農家、都市にいても農のある暮らしをの提唱をしているんですけども、都市と農村の対流がもちろん大事ですが、農村にとって都市の人が来てくれることだけではなくて、心のケアや福祉の面から言いますと、都市の人に農的なものが実は足りないということが問題としてあるのではないのでしょうか。

資料で言いますと、13ページの山村振興に係る支援措置の1つで、未利用資源などの潜在力を再評価するということがありますけれども、それに対して支援をするというのはよく、ちょっと私の専門ではありませんが、実際、都市の人と山村の人が対流、交流することで自ずとあるもの探しと言いますが、価値や宝が見つかっていくのではないかと。そういう対流を観光とも含めて進めていくことが大事だなと考えています。以上です。

(小田切分科会長) どうもありがとうございました。それでは、引き続きまして白波瀬委員お願いいたします。

(白波瀬特別委員) 白波瀬です。専門が私たぶん1人かなり外れているので、基本的なところで初歩的な疑問をお尋ねします。少々はずれた意見を申し上げるかもしれないんですけども、お許してください。

1点目なんですけれども、当事者という概念があるんです。私、専門が社会学なんですけれども、先ほどご意見があったように、「別に山村に暮らしている者が可哀想ではない」というのは、まさしくそのとおりだと思います。それはどういう状況にある方であっても、そ

の方が実際にどうお感じになるかは、本当のところは外からわかりませんが、評価という点では見落とすべきではありません。ですから、位置づけとして、後発国で、あるいは望ましい成長ができていない地域という形での位置づけというのは、そもそも恐らく間違っているであろうと思います。

しかしながら、その一方で、国として何ができるのかというところが恐らく問題であって、当事者の問題を同じレベルでここで位置づけること自体がある意味無理があるということですね。ですから、今回、例えば山村振興法というところで、山村の何を問題として、その問題に対してどう対応するのか。これについてやっぱり明確にしなくてはいけないんじゃないかなというふうに1つは感じました。

そういう意味で、私は人口も専門なのですがすけれども、村長の方から、もう高齢化は問題じゃないんだよというふうにおっしゃられましたように、それは的を射たご意見です。つまり、数そのものは高齢になりますので、もう人生を全うされる方も多くなりますから、少なくなるということになりますから、絶対数は少なくなります。確かに、問題は人口構造です。ですから、その分母のところはぐっと小さくなりますからね。そういう意味で、高齢化という割合のところでも変化があるというのは当然のことだと思います。

ただ、これから、例えばこの実態、某委員会もあるシミュレーションをもって人口推計結果を出しましたけれども、そこではやはり前提条件をどう設定するかがひとつの鍵となります。そこでは、最も出産力の高い年齢にある女性の数に注目して各地域が何十年後かの将来を投影した場合にこういうこととなりますよ、という1つの目安が提示されました。そういう意味で、実際に生活されている人が決して可哀想だとも思いませんし、実際にそこにすみ続けている方はある意味ではその時点で生き残った方ですので、人口学的には、結果もある意味バイアスされていることとなります。ですから、その時点の方の意識をもって今後どうですかということ自体に非常に無理があるということです。

ただ、1つのところに集中しない分散型社会を提示したいのであれば、やはり生活するための仕事も重要であると思うんですけども、ここで欠けているのはやっぱり教育の問題なんです。若い人たちに入っていただくには、生活全体としてそこで住み続けたいという動機付けを持ってもらわないといけないので、子育て環境は極めて重要で緊急性の高い課題となります。今、子供たちが少なくなっているので小学校を廃校にしましょう。これ、文部科学省いらっしやったら意見を言いたいんですけど、そういうことではやっぱりちょっと将来的には厳しいんじゃないかと思うんですね。

ですから、やっぱりそこは教育もあり、もちろん高齢者がいらっしやいますので、高齢者のためのいろんな施設がありという、そういう街づくりというのが、ある意味でコストを今の時点では損するけれども、やっぱり投資型でやっていかないと次の10年、20年は変わっていかないということではないかと思います。

具体的には、いろいろあるんですけど、1つは就林というところについて、今、本郷部長の方からもありましたけれども、若い人たちが生活できないという状況について、キャリア

としてどういうふうに入教育を入れてあげるかという問題と、一時的に生活支援として現金給付を子供たちの教育も含めて入れてあげるとい、そういう設計が求められていると思います。何か山村と言われるとそこだけに特化しがちなんですけども、生活するという観点から積極的に見ていくことが重要だと思います。

1つだけ、最後。私、こういうことについて非常に疑問があるのは12ページ。山村振興計画という言葉あるんですよ。やっぱり計画は出さないといけないのでしょうね。もう1つ、参考の下なんですけども、計画無くして評価できないって、これはまさしくそうだと思うんですけど、こここのところに支援の交付金も一応こういうカテゴリにあたりますっていうのを作られるんですね。すると、書類を作られるときに、市町村からどういう提案があったかということベースに見るのではなくて、このカテゴリの中に入れながら、これらに要するに合致していますか、どうですかという評価があって、じゃあ交付金出しますかと。何か私、そこが逆じゃないかという気がすごくしているんですね。ですから、できるだけ使い勝手が良い、要するに、そういう計画を自ら作るような体力がある山村であれば特に、やはりその自主性を最大限に活かせるような交付金の制度づくりもしていただきたいと思います。以上です。

(小田切分科会長) 具体的なお質問やご注文もありましたが、最後までお話を聞きましてお答えいただきたいと思います。それでは、鈴木委員お願いいたします。

(鈴木特別委員) 鈴木でございます。私も研究者でありまして、主に森林と水の関わりであるとか土砂災害ということをやっております。それで、その視点から、先ほどのご説明を伺っておりまして、まず一番初めに資料③の1ページ目に振興山村の指定状況という地図があります。この地図で振興山村というのは私が日頃見ております土砂災害の危険な場所というのとほとんど重なっているわけですね。

山があるから山が崩れるということで、当たり前といえば当たり前かもしれませんが、振興山村というのは基本的に、先ほどから触れられている多面的機能が豊富にあるということが一方でありながら、一方ではそういう自然災害を受けやすいという脆弱な面も持っております。昨今、例えば気候変動ですね、雨が強く降るとか、あるいは昨年も思わぬ季節に思わぬ雪が降るといようなことがありまして、特に山間部で非常に生活に苦勞するなんていような事態も起きてきております。ですから、そういうことも、豊かな多面的機能を活かす上で、山地全体を面として管理するといようなことも同時に考えるといことが大事だと改めて思いました。

そういうのからすると、例えば平成17年に法律が改正されたときに、鳥獣被害の防止といようなことも新たに加えられております。これは非常に慧眼だったと思います。現在でこそ環境省の鳥獣保護法も単に保護だけでなく管理という視点が入って法改正されました。10年前からこういう視点で考えられているといのは、前回の改正も世の中をしっかり見て変えられたのではないかと思っている次第です。

鳥獣被害といのは実はどういう問題があるかといと、山間部の集落でやっとな農業を

継続しているというときに、ここが鹿とか猪で根こそぎやられてしまうと、要するに都市部に下りてくる契機になるということが広くあったように言われています。実はコンパクト＋ネットワークでいくにしても、あるいは広がりを持って人が暮らすにしても、こういうのは今どこでも進行中の事態であります。それから、山を管理するという上でも、手入れの遅れた森林だから間伐しようということで、間伐しても下草が増えてくると鹿に餌をやっているみたいなことにもなるわけです。

ですから、この辺りは本当にいろいろな行政機関が連携して進めるということが一番必要なことであって、平成17年の改正以来、こういうふうを考えられてきているというのは大変先進的でありがたいことと思っております。それがこの10年間どういうふうに働いたかということ踏まえて、これからさらに推進していただけるようお願いをしたいというのが私の意見です。

(小田切分科会長) ありがとうございます。過去の事業についての検証という、そういうご提案もございました。続きまして、玉沖委員お願いいたします。

(玉沖特別委員) 玉沖と申します。私は一般的に業種で言うと私の会社はコンサルという選別になるんですけども、実際行っていることは地域の皆さんと一緒に経済を生み出す実施サポートを25年、仕事として携わってまいりました。得意なテーマは商品開発や観光の着地の整備で、それらを長く続く仕組み化するというところにいつも熱く取り組んでおります。

北海道から沖縄までお伺いしておりますが、地域外の会社としてその地域のサポートを行うわけで、そのあり方によって疑問を持っておりまして、とうとう今年度から島根県の隠岐諸島の隠岐の島町に4社で現地法人の合同会社を作りました。なので、自分事としてその地域に、東京にいるということの地の利を活かしながら違う取り組みをやりたいなと思ってスタートし、あと、そのお隣、隣の隣になるんですかね、海士町では、さざえカレーの開発を担当させていただいたのをご縁に20年間通わせていただいておりますが、そこには自分の会社の事業所を開設いたしました。なので、ダブルハウスならぬダブルカンパニーというような立場で、現場にいる者として少し農山村というか、過疎地というか、というところに感じていることを、リクエストだったりクレームというわけではなくて、共有させていただきたいということでお伝えさせていただきたいと思っております。

まず、地域に入ってプレーヤーとして活動している中で、最大の敵は固定概念です。どうせ過疎ですから私たちとか、商品開発をするとなっても、どうせロットが揃わないからとか、この地域どうせ高齢化しているからと、その固定概念を払うところから地域の皆さんとの会話がスタートしております。

よく考えると、私も隅々まで国の政策を調べたわけではないんですけども、印象としては過疎対策や高齢化対策についての打ち手は非常に多く準備されている、手当が厚い印象を受けています。逆に、わずかとっては失礼なんですけど、わずかながらまだその地域でいきいきと生活をしている若年者に対する、先ほど白波瀬先生もおっしゃっておられました

けれども、キャリア教育的なものが見当たらないなというのを実感しております。人材育成という単発のものについてはとても手当が厚いんですけども、長期にわたって自分磨きをするとか学ぶ仕組みにもう少し恵まれたいなと感じています。

そして、もう1つには地域づくりがパターン化しているなど。これは私たちのような業種も大いに反省するところであると思うんですが、例えばワークショップをやるなんてなると、もう地域の方がこなれて、慣れていたりして、皆の方が、「ワークショップでしょ」とか、「付箋に書き出すでしょ」とか先に言われます。今までのワークショップとは見た目は同じなだけで、今日の目的はというところが違うんだよ、やることはという説明から入るようなぐらい、言い換えれば、そういう手当が、合意形成をするということを国の政策ではとても大切に思ってください、そこの手当が厚かったという成果の裏返しでもあります。そんな中、こんなふうにやりたいなと思って日々活動しているんですけども、自分たちの地域にちゃんと自分たちがわずかでもいいと思う点を見出して、本当に実現したいことを実施していく。自分の地域にわずかでもいいと思うことがなければ、商品開発も観光もいいものがないと思っています。

固定概念にとらわれず、例えば人口が少ないことですか、立地的に山の中であることですか、高齢化率が高い。そういう差異を劣っているとか大変なこととだけではなくて、個性として発揮して輝かせていくというふうに、もっといいもの、いい点も実感しながら個性として取り組んでいく、着眼していくということを皆さんに常々伝えております。

例えば元気な地域ほど自分たち流の個性というものを発揮しておられるなというのを実感しております。例えば移住者が600人とも700人とも言われている海士町ですね。山内町長のお話によると、とうとう視察者が1年間に7,500名訪れていらっしやると。もう観光客よりも視察客の方が多いという状況なんですけども。

そこで定住対策に尽力されてきた青山課長は雇用創出という言葉はあまりお使いにならないんですね。そこには意図や意識があるわけではなくて、どうして人口が増えたんですかと質問を受けられると、僕は老若男女関係なく、この街に来てくださる方にポジションを与えてきたつもりです。そのポジションについては雇用の場にあたるんです。なので、役割を与えられた若者たちはとてもいきいきと自分たちでそれをどんどん大きく発展させているので、高校魅力化プロジェクトというような、離島の高校の競争倍率が2倍以上になる。高校の入試の試験日のときにはホテルが取れなくなるというような嬉しい状況が起こってきているんだと思います。

私はときに自社商品として産品開発をリードしていくということがあるんですけども、それも皆すぐ「漬物作ろう」みたいな話をされるんですけども、じゃなくて、この地域にある樹木と農産物から、今あったら嬉しいよねって思うものって何だろうという話をしていく中で、アラサー女子の観光客がメインターゲットだなんてよくおっしゃる地域があるんですけども、だったらアラサー女子が買いたくなるお土産ってあるんだろうか。見回してみると、やっぱり海藻とお饅頭ばかり。だったら石鹸とか化粧水とかコスメ作ろうよと。そ

ういうことで、その地域の樹木や農産物から石鹼だったりスプレータイプのお化粧水だったりというのを作っているんですけども、そこも、「えっ？」となる。「産品開発といえば食でしょ、漬物でしょ」と、そうじゃなくて地域の個性を、というふうな説得をいつもしております。

なので、私からの現場の報告としては、最も注視したいなと思うのは、固定概念にとらわれず、今あることをマイナス面ばかりで捉えるのではなくて、その差異を個性として地域づくりに力を発揮して皆でいけたらいいなというふうに感じております。以上でございます。

(小田切分科会長) ありがとうございます。ただ今の4名の委員からもやはりかなり本質的な問題提起あるいは一部ご質問がございました。それでは、事務局から、ただ今のご発言、ご質問等についてお答えすべきことがありましたら。それでは、進藤課長から。

(農林水産省中山間地域振興課長) 今、委員の皆様からいろいろなご意見とご質問をいただきました。まず、小谷委員からのご質問で、13ページのところの山村活性化支援交付金のところですが、都市の人と山村の人が交流するというのが重要との質問というより、ご提案と受け止めました。この点につきましては、この交付金自体は、交流というところまでは踏み込んでいなくて、むしろ、都市の方々が来ていただくとか、あるいは山村の人たちが出ていくとか、双方向の交流というよりは、そういう知見の交換みたいなところをイメージしております。

ただ、農水省の中に都市農村共生・対流総合対策という交付金がございますので、この交付金とはしっかりと連携して、交流の部分でこの交付金を活用可能なところはしっかり対応できるように配慮していきたいと思っております。都市農村共生・対流総合対策とは、一緒に情報交換しながらやっていますので、そこは一体でやっていきたいと思っております。確かに、おっしゃいますように、交流というのは非常に重要な視点ではなかろうかと思っております。

あと、制度的なところでいきますと、白波瀬先生からございました計画のお話がございました。ここは我々も計画公害と言われるぐらい、計画に対しては、地方の方々からご意見いただいております。12ページをご覧くださいますと、山村振興計画というのは、新たに作る計画というよりは、今、市町村が作っている計画であり、その中に市町村の山村振興の方針が書かれていますので、やはりそこは1つのベースとなるところです。新たな山村活性化交付金の計画は、まさに提案型で書いてきていただいて、計画審査というよりは、何をやるのかという実態としての活動を重視したいと思っております。ここに書かれているような、地域資源を活用して、付加価値を付けて、まさにその付加価値の部分をも山村、地元へと落とし込んでいくということですから、そういったことに具体的にどういう取り組みをしていくのかという提案のところを重視して、この活性化支援交付金を運用していきたいと思っております。

あと、先ほど鈴木先生の方から、10年前の改正のときに鳥獣被害の防止というところがあり、これがまさに山村、森林含めた保全とか、そういったところも深く関わっているということで、こういった取り組みをしっかりと10年間評価していくべきじゃなかろうかというご意見いただきました。これは極めて重要な点だと思っております。

実はこの鳥獣被害対策につきましては、慧眼というふうに先生からお褒めの言葉をいただいたのですが、平成17年に山村振興法を改正してから、平成19年の12月に鳥獣被害防止特措法という、これは議員立法でございますが、これが成立してございます。これは農林水産大臣が被害防止策の基本方針を作成して、市町村が被害防止計画を策定するというのですが、人材確保の一環として、鳥獣被害対策実施隊というのを設置できるようになっております。

公表資料の中で見ていくと、計画の作成市町村数というのは平成20年40件ございまして全体の2%ぐらいだったのが、平成26年10月現在では1,409件になっております。全体の81%が計画を作っているということでございますので、非常に鳥獣被害対策は、ここの配慮規定を設けたからということと直接的な関係があるとは言い切れないまでも、実態としては事実関係としてしっかりと法律も作られ、対策が進んできていると言えると思います。

予算につきましても、平成20年の28億円が、23年以降は100億円前後の予算が措置されております。27年度は現在、概算決定額95億円ございまして、26年補正が20億円ですから、そういう意味では27年度も実態としては100億円を超えるような予算措置があるということで、こういったことをもう少し評価、検証していく必要があるのではないかと考えております。

あと、最後に玉沖委員から地域の個性という視点で固定概念を取り払って、むしろマイナスと思われたところをプラスに変えていくというご指摘がございました。まさにそここのところについては、今回、山村活性化支援交付金を設計するときに議論が随分ありまして、13ページをもう1回ご覧いただきたいと思うんですが、13ページの(2)の内容の①というところの、まさにここはもう1回、地域の中に、今までは薪だとか炭だとか、ともすればブームがあったときに出していくみたいなところがあったかもしれませんが、そうではなくて、もう1回、冷静な目で地域の方々、第三者の方々も含めて、賦存状況とか利用形態とか、もう少し再評価をしていくと。こういった中で、地域の宝探しみたいなところですね。ここから出発するべきではないかということで、これに対してはしっかりと支援をしていきたいと思っています。そこからずっと付加価値を付ける段階までフォロー可能となっております。地域の合意形成を図りながら、こういった取り組みが定着できるような形で、活性化の呼び水になるような交付金ということで今イメージしております。今いただいたご意見を十分踏まえながら、事業を実施する際には十分配慮してまいりたいと思っています。私の方からは以上でございます。

(小田切分科会長) ほかにご回答いただける方はいらっしゃいますでしょうか。じゃあ、本郷部長お願いします。

(林野庁森林整備部長) 今の山村活性化支援交付金の話ですけども、私どもがこれに合ったものを選ぶということではなくて、13ページの(1)の趣旨の「このため」のところに書いてあるようなことをやるものであれば何でも引き受けたいという意味合いです。農林

水産省なので、縦割りなのかもしれませんが、これの外に出ることはちょっと難しいかもしれませんが、そういう意味で、「このため」の部分に合致するものであれば何でもできるようにしていきたいというふうに今考えているところでございます。

それから、玉沖委員からお話ございましたキャリアアップということで、先ほど林業の雇用の話をさせていただきましたけれども、単に雇用労働者として林業で働くということだけではなくて、林業は1人でやるものではなくて、組作業で何人かで伐採することになってきますので、そういうことを束ねられて、いろんな現場を束ねる、建設業者さんであれば施工管理技士みたいな、そういう幾つかの現場を束ねられるようなキャリアアップということも含めて、我々の研修制度の事業の中で取り組んでいます。先ほど280万という話をしましたけれども、最初は日給8千円なんです。それが日給1万5千円とか2万円となるような、そういうキャリアアップを何とか地域の林業の企業体の中でできるようにしていきたいということで、今取り組んでいるところでございます。

(小田切分科会長) ありがとうございます。それでは、三浦局長お願いいたします。

(農林水産省農村振興局長) 白波瀬委員から教育についてお話がございました。本日はあいにく文部科学省はご出席しておりませんので、ご指摘の点につきましては文部科学省に伝えたいと思っております。

ただ、これも法律の議論、与党の議論の中でも、どういう状況かということをご報告いたしておきますと、その与党での議論においても教育ということがかなり取り上げられて議論が行われております。そういったことも踏まえて、現在、与党の方の法律の取扱いの方向では、教育環境の整備といった事柄についても配慮規定を置く必要があるのではないかという方向で議論が進んでいると承知しております。

(小田切分科会長) よろしいでしょうか。それでは、議論をオープンにしたいと思います。今、4名の委員の方々の意見、それに対するリプライがあったのですが、ほかの方々、ほかの委員、当初の3名の方々も含めて、全体的に議論を進めてまいりたいと思います。今までのやりとりの中で補足的に意見をおっしゃりたい、あるいはご質問したいという方いらっしゃいましたら、どうぞ遠慮なく。

(松島特別委員) 山の中にずっと住んでいて、今日、一流の先生方のお話聞いて本当に勉強になりましたが、東京大学の白波瀬先生が計画作りということに疑問を呈されて、大変に感銘しました。私、ずっと役所でしか生きていませんが、これほど無駄なこととは言いませんが、村の総合計画でも10年経つと人口が減るのに増えるという計画を作ったり、そういうことをやらなければならない中で考えると、これほど時間をかけてこれほど無駄なことはないなと思ってきました。

先ほど鳥獣被害の特措法の話がございましたが、計画を作ったところが増えたというのは、補助金をもらいたいと言ったら、「村長、これは計画がないと補助金もらえません」というので無理に作ったというだけのことで、そういう実態を大学の先生がご指摘いただいて、課長の計画公害は上手いこと言われたなと思います。本当の計画を、例えば人口が減少

するんだけど、5年経ったら50人減るところを20人減ることにしたいというので、本当とは違うのだけども、そういうことを実は現場で感じている。計画で5年後にはこうなって、そのために予算というか支援しましょうというような、何かそんなことに慣れてきましたが、大変鮮明な印象を受けました。

あと1点だけ。鳥獣被害の話で、まさに鳥獣被害で山を離れるというようなことがあるという話なんですけど、私のところは、私も平成12年に狩猟免許を取って、今は銃も持っていますし罠の免許も持っていますが、今年、私も自分の罠で猪2頭とか鹿1頭ぐらい忙しい最中獲りましたけれども、猪に2万5,000円、鹿に1万6,000円、有害鳥獣駆除は奨励金出して、猿は今ちょっと増えちゃったので3万円なんか出しております。年間650万ぐらい、500万から650万ぐらいの範囲ですべて奨励金出しながらやってきましたが、これ、やれば効果が上がって、壊滅的な被害を受けるということがなくなってきました。

これは明らかに法律、国の支援もあるんですが、やっぱり自分たちの地域は自分たちで守るという。鹿や猪が出るのは村長が悪いというような話になるので、そうじゃなくて自分たちで守ろうじゃないかって言って私も狩猟免許取ったんですが、やっぱり自分たちの地域自分たちで守るということで、だんだん狩猟免許、特に罠中心ですけど増えていて、これはやれば効果があるということを実践したことなので、これからも支援をお願いしたいと思っています。

もう1点だけ。学校なんですけど、これも白波瀬先生のご指摘。これ、移住、定住ということを考えてときに、学校のあり方というのはここにいろいろあるんですが、高齢化を乗り切って高齢者が減り始めた山村で、私、次は学校だと思っています。文部科学省の言うことを聞くわけじゃないんですが、保護者がある程度の人数がいないと教育にならないということを考える。私はマンツーマンの教育でもいいんじゃないかとも思っていますけれども、減ったら、長尾社長の公共交通ネットワークみたいなものを利用しながら、学校は近隣の市町村のところへまとめてもいいのかな、まとめざるを得ないのかなと。そう思っているんですが、これ、白波瀬先生どんなふうにご考えられるか、ちょっとお聞きしたいですね。

(小田切分科会長) ぜひ白波瀬先生。

(白波瀬特別委員) 私も専門家じゃないので違ったことも言っていることも多いんですけど、でも、村長がおっしゃったように、1人でもいいから学校を作りなさいというのは難しいと思います。また、ITの活用とかいろんな教育環境の整備という点ではたぶん文科省がこの点についてはかなりいろいろ委員会を立ち上げていらっしゃると思いますが、今までとは若干違った教育のあり方というものもあります。ですから、やはり通学の範囲をまとめてあげるというのは現実的にはしょうがないことだろうというふうに私も思います。ただ、その規模をどれぐらいにするのか、現時点で試算するのか、ちょっと前倒しして試算して現時点では若干難しいんだけどでも作りましょうということで国が支援してくれるのか、そこは大きな違いかなというふうに私は考えております。

(松島特別委員) 学校をどうするかというのは、次の山村を維持していくための最大の課

題だと思っています。半農半Xは小田切先生が本家でございますから、

(小田切分科会長) 今のやりとり、いろいろありますが、いずれにしても山村振興において教育の役割が重要だという、これは共有化されているところだと思います。それが果たして学校区の統合に結びつくのか、今のホットイシューであります、そこをめぐっては若干意見が分かれています、いずれにしても教育問題がこの議論の中にしっかりとハマっていかなくてはならないという、そういう認識だけはここで確認させていただきます。

ほかにいかがでしょうか。あと10分内外の議論ができますが、ほかにご遠慮なく。

(土屋特別委員) 座長はいいんですか。

(小田切分科会長) 座長としては最後に発言させていただきます。ほかに。どうぞ、土屋先生お願いします。

(土屋特別委員) 1点。計画について議論がされたところなんです、計画にも少し関わったり、何かものを言っている者として、計画は非常に重要だと思うんですね。ただ、あまりにも縦割りで、かつ非常に、ちょっと前におられる皆さんを目の前にしてあれですけど、いわゆるお役人が作ったものであるから、それが問題なのであって、例えば今日は来られてない環境省の方の生物多様性地域戦略なんか見ると、あれは非常に住民の方たちのボトムアップというものを重視していて、それを奨励しているので、それぞれの個性的な計画が出てきているんですね。

こうした現状の計画と少し性格は違うのですけども、やはり計画というのは、その住民の方々が考えられた手作りの計画というものが本当にできるのであれば、それはやはりすごく重要なんだと思うんですね。それが補助金を取るための計画というふうになってしまっているから問題なのであって、計画を立てること自体は非常に重要であると、改めて思いました。

(小田切分科会長) ほかにいかがでしょうか。ご遠慮なく。玉沖委員お願いします。

(玉沖特別委員) 教育についてのお話なんです、学校のあり方を否定するわけではなくて、山村地域において、教育のどこにお金を使うか、パワーを使うかということはこの場かどうか各地域でしっかりと議論をしていただきたいな、諦めないという意味で知恵を絞っていただきたいなと思います。

少し先ほどご紹介させていただいた海士町の場合は競争率が約2倍です。全国から受験しに来るので、地元の子供がもしかしたらうっかりすると不合格になるかもしれないぐらい。そして、全国から入学しに来られるので、もう寮が足りなくて寮を増設するほどという状況なのですけれども、どこに注力してきたかというところの1つに町営の塾があるんですね。

先生が少ないとか、子供が少ないとか、進学できるのかという懸念はもちろん保護者の方にも入学してくる学生の方たちにとってもあるんですけれども、それよりも、どんなことが学べるかということを出しているかが重要です。例えば家の中では自分1人の勉強部屋がないから町営の塾に通って、塾の先生が豊富にいて、どんどん有名大学への合格する卒

業生を生み出していつている、みたいなことを積み重ねてきて今日の島根県立島前高校というものが今、高校魅力化プロジェクトの実績として全国から視察に来られています。山村エリアにおいて、教育についてどうあってほしいのかと、どこにお金と力を使っていくのかということのを諦めずに議論していただきたいというのは願いの1つであります。申し添えさせていただくという、単なる意見として。以上でございます。

(小田切分科会長) どうもありがとうございました。それでは、そろそろまとめたいと思います。村長、何か手が動きましたので。

(松島特別委員) 本郷部長が言われた林業労働者、まさに200万からそうなんですよね。結構若い人、確かにこの根羽村の森林組合の例もそうだし、私が所属している長野県の飯伊森林組合も結構林業労働者、村の中でもその労働やる人いるんですが、どこまで林業の仕事があるのか。それは断然厳しいという中で。

また、山村にとって公共交通がないところはネットワークといっても道路なんですね。道路はやっぱりどうしても必要で、車がなかったら山村は生きられないという状況の中で、道路は公共事業として認められるということなんです。

森林整備も道路のようにきちんと山林を整備することが公共事業だと、道路の整備のように森林整備にお金を出せば、林業労働という言い方がいいんでしょうか、森林整備の仕事がここに続いていくという点で、公共事業の転換というのを道路から林業、林業というか森林整備に変えていけたらなって実は考えているんです。

道路は100mあたり1,000万かけても村民は何も言わない。それは必要なことだと。それをやっぱり里山整備も実は必要なことで、1,000万かけてこの森林整備をすることを道路と同じような公共事業の捉え方ができるようなことを考えたいなと実は思っています。この半林半Xで林業労働者がかなりできるんじゃないかと思っているということだけ意見を。以上です。

(小田切分科会長) お願いいたします。

(林野庁森林整備部長) 森林整備自体は範疇としては公共事業なんですけども、おっしゃられる意味で言うと、森林所有者が受益をしているということで、森林所有者は自分で自分の山を整備するのに3割ぐらい負担をすることになっています。それを、道路のように全て国と県と市町村で分担して、いわゆる公費という言葉になるんですけど、公のお金で行えばいいんじゃないかという意見だと思います。

個人の財産に対してどうするかという大きな問題はあるんですけども、1つだけ今、我々が取り組んでいることをお話しすると、環境林整備という事業をしています。環境に重要な森林は、市町村がそこを整備しなければならないと思えば、そこに国のお金と地方交付税で、特別交付税ですけどもお金を入れて、実際の市町村の負担は数%にして森林の整備、環境のための森林の整備ができるという事業をやっています。

だけど、大部分の市町村にはなかなかこれを使っていだけないというのは事実で、やっぱりまだ環境のための森林整備が本当に地域に必要なだと思ってもらえていないということ

の裏返しかもしれません。ぜひ泰阜村長から、山村振興連盟とかでそういうご発言をいただいて、この事業を使っていただければ、我々としては今おっしゃられたような方向性になると思います。

ただ、もう1つ難しい問題は労働者の賃金の問題でございます。これは別の意味で何とか考えていかなければならないということであり、森林整備だけでは林業にならないのですが、主伐というのは公共事業にならないと思われまますので、そこのところをどうしていか考えていきたいと思ひます。

(小田切分科会長) 三浦局長お願いいたします。

(農林水産省農村振興局長) 計画についていろいろご議論がありました。よく役所の立場をわかっていただいた上でお話になっていると思ひますけれども、一言申し添えます。国民の税金をどこに、どういう形で投入するかということを考えていく上では、やはり計画として一定のものを出していただいて、それでどこに支援をするかということを決めていくというプロセスがやはり必要なものが多いということでございます。また、PDCAサイクルを回して、それがちゃんと正しく行われているかということを見ていく上でも、やはり計画というものが最初に出てくるという面はあろうかと思ひます。

ただ、一方で、施策のあり方としては、地域の自主性を尊重、それから創意工夫を活かしていただくという取り組みを進めていこうという考え方も強く近年出てきております。私どもの施策でも、15年ぐらいやっておりますけれども、中山間地域等直接支払という制度でございますが、これはかなり地域の創意工夫を活かして取り組める、そういう形の交付金でございます。また、今回、概算決定に盛り込んだ新規の山村活性化支援交付金という、これにつきましても、先ほど進藤の方からご説明申し上げましたけれども、地域の創意工夫をできる限り柔軟に発揮していただくと、そういった取り組みを支援するという考え方ですので、そういった施策によって弾力的な取扱いができるようにしていきたいということでございます。

(小田切分科会長) ありがとうございます。少し時間がなくなり始めておまして、本来、私、ここで論点整理しようと思っております、メモも用意していたんですが、ちょっと時間がなくなりましたので、むしろ、私の意見を2つだけ申し上げてみたいと思ひます。

1つは、地域振興一般がそうなのですが、格差是正と個性溢れる内発的發展、この2つのバランスを取ることが大変重要になろうかと思ひます。格差是正というのはある種の画一化です。一方、個性溢れる内発的發展という、この個性化というベクトルも必要で、両者をどのようにバランスを取るのかという、その視点といたしましうか発想がこれらの地域振興立法を作るときにとりわけ重要になると思ひます。その意味で、今回は少し個性溢れる方にバランスをとるか舵を切ったという、そんなふうに理解させていただきました。

ただ、問題は両者をどうつなげるのかという視点をもっと強烈に持つ必要があると思ひます。具体的に言えば、ハードとソフトをどう結びつけるのか。当然、ハードなくしてソフトなし、ソフトなくしてハードなしなのですが、しばしばソフト予算の中では一切のハード

事業は許さないという、そういう線引きがなされていることもあります。ところが、ソフトを実現するために、例えば改修等のセミハード的なものが必要であったりとするところもありまして、この両者をつなげるという発想が重要になろうかと思えます。

それから、2点目は白波瀬先生から計画の点がずばり出てきました。今、局長からの回答もありましたが、加えて、私からお願いしたいことは、計画の問題は、何よりも期限を切って計画を作らなくてはいけないという、ここにも問題があるんだらうと思えます。今の地方創生の地方版の総合戦略がまさにその典型なんです、例えば2か月で作らなくてはいけない、あるいは半年で作らなくてはいけないって、このことが場合によったら地方創生どころか地方潰しになる可能性がある。そういう意味で、計画についてはある種の時間の経過に対する許容力、時間がかかるということに対する許容力の計画の中に盛り込むような仕組みというのは大変重要になろうかというふうに思えます。

当然、現在の年度主義の行政の中での限界というものはあろうかと思えますが、場合によったらそれを突破するような仕組みも何らかの形で行政開発していただきたいなというふうに思っております。

さて、今の意見についてのお答えは必要ありませんが、実はこの国土審議会には意見具申という仕組みがあります。ちょうど今、皆様方から出していただきましたこのような意見、今後の山村振興の推進について意見具申をする仕組みがありまして、まず、これを徳永課長から、この仕組みがどういうものなのかということをご説明いただきたいと思います。

(国土交通省地方振興課長) 山村振興法の第22条第2項、お手元にお配りしておりますけれども、そちらの方で、国土審議会は法律、これは山村振興法のことでございますけれども、法律の施行に関する事項について、国土交通大臣、総務大臣もしくは農林水産大臣又はこれらの大臣以外の関係各大臣に意見を述べるということができるという規定がございます。以上でございます。

(小田切分科会長) ありがとうございます。せっかく今日こういう形で議論していただきましたので、それを何らかの形でアウトプットしたい、それを意見具申という形にしたいというふうに思っております。

実は事務局にある種のア案を用意していただいております。もしよろしければ、皆様方のご同意が得られれば、それを配って、ここでご検討いただきたいと思います。意見具申について進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、とりあえず進めさせていただきます。今から出てくる案がこのままではいけないということでは一切ございません。全面的な自由度で動かすことができますので、先ほど来の議論の、とりわけ漏れですね。あるいは、バッティングするところがないのかどうか、この辺りをご覧くださいと思います。

まず、これについてご説明をいただけますでしょうか。進藤課長からお願いいたします。

(農林水産省中山間地域振興課長) それでは、今お手元にお配りいたしております分科会の意見具申案ということで、これは素案でございますけれども、読み上げさせていただいた

いと思います。

山村は、我が国の国土面積の約5割を占め、国土の保全、水源のかん養、自然環境保全等の多面にわたる機能を有しており、我が国の農林水産業の発展や国民生活及び国民経済の安定に寄与するなど、重要な役割を果たしている。

山村においては、道路等の生活環境の整備が一定程度進展しているものの、所得の低迷や雇用機会の減少等から人口減少や高齢化が他地域に比べ顕著であり、山村の有する多面にわたる機能の発揮を支える地域社会が衰退することが危惧される。

山村の維持・発展を図るためには、地域における所得や雇用の確保が不可欠であるが、立地条件等の要因により他地域からの産業導入に制約があることから、山村の特性を活かした地域内発的な産業振興により、山村の所得と雇用を図っていくことが必要である。

このため、地域の努力と創意工夫の下で、山村の豊かな地域資源の利活用を一層推進し、所得と雇用の確保を図るとともに、併せて、生活環境の整備、高齢者等の福祉の増進、教育環境の整備等を図ることにより、山村への定住の促進につなげていくことが重要である。

このような観点から、山村振興施策を今後も引き続き強力に推進することが必要である。

以上でございます。

(小田切分科会長) ありがとうございます。手続について、徳永課長から補足をお願いいたします。

(国土交通省地方振興課長) 手続についてでございますけども、国土審議会の運営規則第7条第2項におきましては、分科会の議決は、この分科会でお決めいただければ、国土審議会の会長の同意を得て審議会の議決とすることとされております。今ご説明ありました案について、関係大臣に意見の申出を行うためには、この場でご了解いただいた後に国土審議会の同意が必要となりますことをご補足いたします。以上です。

(小田切分科会長) ありがとうございます。ということで、これをもしここで決めていただけたら、国土審議会の会長名で、つまり国土審議会決定という形でこの意見具申、非常に重たい意見具申が提出できるということになります。

ということで、委員の皆様方については、この文言なり、あるいは項目、先ほど申し上げましたように、このままでなくてはいけないということでは全くありません。ぜひご自由にご議論いただきたいと思います。白波瀬先生、お願いします。

(白波瀬特別委員) やっぱり一番気になるのが2段落目のところの「地域社会が衰退することが危惧される」というところなんですね。社会学研究者なので、何か機能とか地域社会とか言われるとこたわってしまうんですけども、地域社会が何かというのはちょっとここで容易に一行に置くことがそもそも無理というのでしょうか。要するに、多面にわたる機能自体が不十分でなくなるというか、何を不十分とするかですけれども、そのあたり揺らいでいることが危惧されるということだと思います。ここに地域社会というのを全面的に出すと、何が地域社会かってやっぱりわからないような気がするんですけど。

最初の方にも、やっぱり一律な価値判断を明言するのは、私もあまりよいとは思いません。

委員長がおっしゃったように、地域間の格差というか、それぞれ違いますので、このところ私は気になる場所でした。以上です。

(小田切分科会長) ご意見いただきました。今の論点も含めて、ほかにいかがでしょうか。ご意見をむしろ全面的に出していただきたいと思います。

(松島特別委員) 私も衰退という言葉がどうなのかなという印象。

(小田切分科会長) たぶん、ここで言いたいのは、いわゆる多面的機能の低下という、まずそのことを言って、そして、それをもたらす地域社会、それを支える地域社会と言いますよ、それがその原因だという、その地域社会の衰退が原因だという2段階になっているんでしょうかね。その意味で、後段の部分を取ってしまうという考え方は確かにあると思います。

この論点以外にありますか。まず、論点だけをリストアップしてみたいと思いますが。鈴木先生お願いします。

(鈴木特別委員) 私、こういう文言は弱いものですから、基本のお尋ねなのですが、4段落目で、教育整備等を図ることによりという文言が出てきますが、この図る主語は何でしょう。国が図るのでしょうか。それとも、山村が図るのでしょうか。我々分科会が図るというものでもなさそうなので。要するに役所が頑張るのか、国が頑張るのか。皆さんの常識から言ったら主語が何になっているかというのを教えていただきたい。

(小田切分科会長) これは進藤課長お願いします。

(農林水産省中山間地域振興課長) 山村振興法の中で見ていきますと、国及び地方公共団体が施策の主体ということになりますので、そういうご理解でよろしいかと思います。

(鈴木特別委員) とすると、皆さんの常識でいくと、それをわざわざここで明示しなくても、もうそれは特定されているという理解でよろしい。

(農林水産省中山間地域振興課長) はい。このところでは生活環境の整備とか施策の中身を言っていますので、そういうことでよろしいのではないかと考えています。

(鈴木特別委員) わかりました。はい。

(小田切分科会長) ほかにいかがでしょうか。

(松島特別委員) 崩壊じゃなくて衰退なのでいいのかな。

(小田切分科会長) そうすると、第2パラグラフのところで見解が出ております。ここをどういうふうに変更する可能性がありますでしょうか。お願いいたします。

(白波瀬特別委員) 意見ですが、このインフラという言葉を使うべきなのか。これ、ハード、ソフトがあるのであれですけど、私だったら、機能の発揮を支える、やっぱりこれはインフラの揺らぎが危惧されるというか、インフラそのものがちょっと不安定になるというか、それ自体が不備になっているというようなことを言われた方がよいのではないのでしょうか。省庁ごとに使用することば使いがあるようで、ちょっと各府省さんによって違うので、ご検討ください。

(小田切分科会長) この「多面にわたる機能」ですね。これを何が指しているのかが曖昧

なため、少なくともこの文言では。先ほどの資料の中ではご説明がりましたが、この文言の中では曖昧であるために。

(鈴木特別委員) でも、それは1段落目の1行目、2行目で「等の多面にわたる機能」でこれ書いてありません。

(白波瀬特別委員) これ、何か法改正のところの平成26年の多面的機能のこれですよね。

(小田切分科会長) そうですね。はい。そのままに多面的機能だと思います。

(鈴木特別委員) 1つとしては、2段落目の下から2行目ですけれども、「山村の有する」というのを外して、多面にわたる機能の発揮を支える山村が衰退することが危惧されるだと地域社会を外すことができる。

(白波瀬特別委員) やっぱり衰退ってすごく良くない。というか、わからない。

(小田切分科会長) 今の鈴木委員の修正提案が1つだと思います。それから、もう1つは白波瀬委員がおっしゃっている衰退を、これを例えば揺らぎとか、あるいは場合によったら、少し1歩進んで多様化とか、そういう形で表現する可能性もあり得るかと思います。いずれにしても、従来の多面的機能を十分発揮するような山村ではなくなり始めている局面が生まれているという、たぶんそんなイメージだと思うので。

(松島特別委員) 我々の議論では、地域コミュニティとか集落機能が衰退するというような話だった。地域コミュニティというのは地域社会という、よく言葉がわからないけど。

(小田切分科会長) これは逆に地域コミュニティという言葉を入れてしまうと、たぶん白波瀬先生はそれではないと。より遠くなる可能性も。

(白波瀬特別委員) いや。委員長と事務方に任せます。

(小田切分科会長) それでは、こうさせていただきますでしょうか。論点となっているのは第2パラグラフだけだと思います。「山村の有する多面にわたる機能の発揮を支える地域社会が衰退することが危惧される」という文章につきましては、ここでありました議論を踏まえて、事務局とも相談させていただきます。局長からご提案ございますか。

(農林水産省農村振興局長) 例えば「支える地域社会が衰退」というところが引っかかっておりますので、ここを取ってしまうという案もあるかと思えます。

「山村においては、道路等の生活環境の整備が一定程度進展しているものの、所得の低迷や雇用機会の減少等から人口減少や高齢化が他地域に比べ顕著であり、山村の有する多面にわたる機能の発揮に支障を生ずることが危惧される」というのが1例としてあるかと思えます。差し出がましいとは思いますが。

(小田切分科会長) とんでもありません。ありがとうございます。実は私もそうしたかったんですけど、そうしたら地域社会の山村の内容が消えてしまうだろうと思っておりまして、今のご提案も1つの候補にさせていただきます。これは事務局と相談させていただきます。原案を作りまして、さらに委員の先生方に最終的にこの後、諮らせていただいて、そして、そのプロセス全てを私に一任いただくということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

どうもありがとうございます。皆様方の真摯な議論を確実に踏まえさせていただいた、確実に踏まえて修文に努力したいと思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。いずれにしても、私の方から最終案につきまして、国土審議会の奥野会長に同意をいただき、国土審議会の意見として関係大臣に提出されるように手続を進めさせていただきま

す。

ほかにご意見はございますでしょうか。この件以外でも構いませんので。それでは、土屋委員からお願いいたします。

(土屋特別委員) これだけ言わせてくれって事前にもちよっと言っていた件がありましてお話ししたいと思うのですが。実は平成17年度の2月に私、この特別委員を拝命したのですが、そのときに1回開かれてから10年ぶりなんですね、今回の会議。やっぱり山村振興を扱うのはここが一番権威のあるところで、逆の言い方をすると、ここしかないわけで、それが10年間開かれていないというのはやはり私は良くないのではないかと思います。

少なくとも、この分科会で今、意見具申をしたわけですから、それが今後どうなっていくのかについて、いわゆるPDCAを回すということは当然考えられます。今日の議論を聞いても、非常にためになる前進的な意見がたくさんありましたし、まだたくさん言いたいことがあるはずですよ。これは予算上どうなるのかわからないですけど、例えば1年に1回ぐらいは開いて、いわゆる進行管理というか、PDCAを回していくというようなことが重要なんじゃないか。この10年先になると、本当に山村がどうなっているかわからないので、この10年の間は非常に重要だと思うので、何らかの形で開催を考えていただけると非常にありがたいなと思いました。以上です。

(小田切分科会長) 最後に大変貴重なご意見ありがとうございました。私も全く同意見でございます。今回のこの短い議論だけでも、かなり豊富な、私自身も考えつかなかったような前進的な意見がまさに出ておりますので、何らかの形でご検討いただきたいと思います。もちろん、これ、国土審議会という仕組みの中である分科会ですので、恐らくいろいろな制度、制約があると思いますが、それも含めてご検討、今後していただきたいというふうに思います。

それでは、農村振興局長から何か。

(農林水産省農村振興局長) ただ今のお話にありました件につきましては、大変重要なご意見でございますので、どういった対応ができるか、私どもの方でもよく検討して、またご相談をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(小田切分科会長) どうもありがとうございました。本日の議事の概要については、この会議終了後、速やかに公表したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、国土審議会第2回山村振興対策分科会を閉会いたします。ありがとうございました。